

## 第 2 2 期 第 2 9 回青森県西部海区漁業調整委員会議事録

1 日 時 令和6年1月23日（火）午後1時30分

2 場 所 青森市新町1丁目11-22  
アラスカ会館 2階「ガーネット」

3 出席者

区 分	職 名	氏 名
委 員	会 長	富 田 重 基
	委 員	古 川 今日志
	〃	福 田 隆 一
	〃	西 崎 昭 一
	〃	田 村 義 夫
	〃	柴 田 武 信
	〃	尾 野 明 彦
	〃	野 土 一 公
	〃	堀 内 精 二
	〃	黒 滝 洋 子
	〃	竹ヶ原 公
	欠席委員	立 石 政 男
	〃	佐々木 信 昭
	〃	山 本 幸 宏
〃	東 信 行	
事 務 局	事務局長	長 根 幸 人
	主任専門員	八 島 美奈子
	非常勤事務員	鳴 海 留美子
県 側	水産振興課 副 参 事	三 橋 潤一郎
	主 幹	東 野 敏 及
	西北地方水産事務所 主 事	福 井 啓 太
	下北地方水産事務所水産振興課長	竹 谷 裕 平

#### 4 提出議案

議案第1号：漁業許可の制限措置の内容等について（諮問）

議案第2号：令和6管理年度におけるくろまぐろ知事管理漁獲可能量の当初配分について（諮問）

議案第3号：令和6管理年度におけるくろまぐろ知事管理漁獲可能量の変更に係る事前諮問について（諮問）

議案第4号：西部海区管内におけるいか釣り漁業の光力規制の指示について

議案第5号：西部海区管内におけるいか釣り漁業の操業の指示について

議案第6号：西部海区管内における自家用釣餌用いか釣り漁業の操業の指示について

#### 5 審議結果

第1号議案：原案どおり答申することに決定された。

第2号議案：原案どおり答申することに決定された。

第3号議案：原案どおり答申することに決定された。

第4号議案：原案どおり委員会指示を発動することに決定された。

第5号議案：原案どおり委員会指示を発動することに決定された。

第6号議案：原案どおり委員会指示を発動することに決定された。

## 6 議事の経過

### 会 長

それでは、ただ今から、第22期第29回青森県西部海区漁業調整委員会を開催いたします。

開会にあたりまして、一言挨拶を申し上げます。

まずは、新年初めての委員会ですので、皆様、明けまして、改めておめでとうございます。

さて、報道等で御存知のとおり、新年早々、能登半島地震により、甚大な被害があったわけですが、犠牲となられた方々に謹んでお悔やみを申し上げますとともに、被災された方々に心よりお見舞いを申し上げ、更なる復旧・復興を願っております。

また、本県水産業においては、主要魚種であるイカ、サケ等に大不漁、そして、近年、マスコミ等で報道されているとおり、陸奥湾のホタテにおいては、高水温による、概算で41億円の被害と非常に厳しい状況が続いております。

一方で、最近、陸奥湾のマダラや日本海でのヤリイカが好調であるなどと明るい話題も聞こえておりますので、皆様におかれましても良い年でありますよう、また、本県水産業が早期に復活できますよう心からお祈りを申し上げます。

さて、本日の委員会は、先ほど事務局から説明があったとおり、議題として、議案6件が予定されておりますので、委員各位の御協力と県の適切な御助言をいただきながらスムーズに進めて参りたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

本日は、委員数15名のところ、過半数を超える11名の委員の出席をいただいておりますので、漁業法第145条第1項の規定に基づきまして、本委員会は成立しております。

次に、委員会規程第13条第2項の規定により、議事録署名人を選出したいと思いますが、これまでの慣例により、私から指名してよろしいでしょうか。

### 委 員

(「異議なし」の声あり。)

### 会 長

ありがとうございます。

異議なしの声がございますので、それでは、今回の議事録署名人として、柴田委員と尾野委員の両名を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、議題に入ります。

議案第1号「漁業許可の制限措置の内容等について（諮問）」を議題に付します。事務局から説明をお願いいたします。

## 長根事務局長

それでは、説明いたします。

議案第1号資料の1ページ目を御覧ください。

これは、県知事からの諮問文です。件名及び本文のみ読み上げます。

漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）。

このことについて、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第3項の規定に基づき、貴委員会へ諮問します。

以上となりますが、これは漁業法に基づく規定により、今回諮問があったものであり、詳細につきましては、この後、県側から説明がありますので、事務局からは以上です。

## 会 長

それでは、県から補足説明があれば、お願いいたします。

## 水産振興課 三橋副参事

はい、会長。

## 会 長

はい、どうぞ。

## 水産振興課 三橋副参事

それでは、議案第1号につきまして、県から補足説明させていただきます。

資料の方、1枚おめくりいただきまして、2ページ目を御覧ください。

いつものように漁業種類、それから漁業を営む者の資格と許可すべき船舶等の数について説明させていただきます。

2ページ目、2段に分かれておりまして、上段が、なまこ雑けた網漁業でございます。西共第47号ということで、野辺地町漁協の組合員行使権者で、許可すべき数は1隻となっております。

下段が、ほたてけた網漁業でございます。

これも、野辺地町漁協の組合員ということで、1隻となっております。

続いて、3ページ目に参ります。3ページ目、上段は、かれい固定式刺し網漁業でございます。横浜町に住所を有する者で、許可すべき数は1隻となっております。

3ページ下段は、なまこ固定式刺し網漁業でございます。西共49号ということで、横浜町漁協の組合員ということで、1隻となっております。それから、4ページ、これは続きとなりますが、平内町漁協、西共45号、平内町漁協で、これは1隻となっております。

続いて、5ページ目に参ります。やりいか光力利用敷網漁業でございます。

5 ページ、3 段に分かれておりまして、一番上が、中泊町大字小泊ということで、小泊漁協の地区の漁業者 19 隻、中段は下前漁協の地区の漁業者 10 隻、下段は鮭ヶ沢町漁協の地区の漁業者 15 隻となっております。

続いて、6 ページに続きます。6 ページ上段は、新深浦町漁協旧大戸瀬の地区の漁業者 8 隻、下段の方は、風合瀬漁協の地区の漁業者 2 隻、7 ページに続きまして、同じく風合瀬漁協の地区で 5 隻となっております。7 ページ中段は、新深浦町漁協舳作支所の地区で 3 隻、下段は、同じく舳作支所で 5 隻となっております。

8 ページ目に参ります。8 ページ目、下段の方ですが、新深浦町漁協岩崎支所で 2 隻となっております。

9 ページに参ります。9 ページからは、小型いか釣り漁業（するめいか）が載っております。

9 ページ上段は、県内漁船で 271 隻となっております。9 ページ下段は、北海道の漁船で 144 隻。続いて 10 ページ目に参ります。10 ページ目、秋田県の漁業者で 5 隻、その次が山形県の漁業者で 4 隻、10 ページの下が石川県の漁業者で 3 隻となっております。

なお、石川県につきましては、今、災害のこともありますので、今回諮問いたしますけども、場合によっては、また後日、追加で諮問させていただくことになる可能性があるので、一言申し添えておきます。

11 ページに参ります。福井県で 5 隻となっております。それから、11 ページ下段は、鳥取県で 5 隻、それから、12 ページに参ります。島根県で 1 隻、長崎県で 3 隻、続いて岩手県 25 隻となっております。13 ページに参ります。宮城県で 6 隻、千葉県で 1 隻、新潟県で 1 隻となっております。

14 ページにいきまして、小型いか釣り漁業（やりいか）でございます。

中泊町に住所を有する者ということで、小泊漁協の組合員を想定しておりますが、1 隻となっております。

15 ページに参ります。かれい・そい小型定置漁業でございます。外ヶ浜町に住所を有する者で 3 人となっております。

16 ページに参ります。ほたてがい潜水器漁業で、西共 51 号、むつ市漁協ということで 1 人。

それから、なまこ潜水器漁業、西共 51、53 ですので、むつ市漁協で 1 人。

16 ページ最後は、さざえ・あわび潜水器漁業ということで、秋田県に住所を有する者、秋田県漁協ということで 1 人ということになっております。

一旦、県からの説明はこれで終わりますが、追加で説明させていただきたいと思っております。

会長、よろしいでしょうか。

会 長

はい、どうぞ。

産振興課 三橋副参事

それでは、今回の諮問の資料の5ページ目を御覧ください。

やりいか光力利用敷網漁業、中段が、先ほど言いましたとおり、下前漁協で10隻ということになっております。

これにつきましては、これまでも意見交換会等で度々触れていたところですが、経緯について、今、この場で御説明させていただきます。

やりいか光力利用敷網漁業について、下前漁協と青森県日本海機船底曳網漁業者会の方でいろいろとやり取りを制限措置をかけていたところですが、今般、この両者の関係がありまして、いろいろとこれまでのやり方が出来なくなっておりました。

このため、当課の方から下前漁協及び漁業者会に対し、本漁業に関する調整会議を昨年11月28日に開催するという通知をしまして、県も含めて話し合いをしようとしたのですが、漁業者会の方が出席していただけないということで協議が実現しませんでした。

これにより、令和5年12月1日付けで当課の方から漁業者会に対して、本漁業に関する漁業の許可の制限措置に係る漁業調整上の意見について文書照会させていただきました。

そうしたところ、5年12月5日付けで漁業者会の方から意見が提出されたところでございます。

当該意見につきましては、いろいろ記載されておりましたが、要約しますと、下前漁協による無免許のほたてがい養殖の実態が確認されて以降、その反省と信頼関係の構築のため、下前漁協と漁業者会との間で各種漁業の操業において、協定等を作成することを申し合わせているものの、下前漁協から漁業者会に連絡等が一切なく、下前漁協において申し合わせ対象となる漁業は廃業するものと考えているが、今後、下前漁協等から申し出があった場合は、しかるべき対応を考えていきたい。

したがって、今般のやりいか光力利用敷網漁業に係る漁業の許可の制限措置からは、下前漁協を削除する。若しくは、下前漁協と漁業者会との間の協定の締結を許可又は操業の条件とするのであれば、削除する必要はないといった意見でございました。

これにつきましては、こちらの方でいろいろ検討させていただいたんですが、まず、無免許のほたてがい養殖ということなんですけども、平成27年から平成30年にかけて、当時の鱒ヶ沢水産事務所と下前漁協が、ほたてがい養殖試験を実施した際に、養殖施設が沖底の操業区域内に設置され試験が実施されたという事実はございました。

しかしながら、当該養殖試験は、県である鱒ヶ沢水産事務所が主体となって実施したものでありまして、下前漁協が無免許で養殖を実施したものではないという認識をしております。

また、この件を契機としまして、下前漁協と漁業者会の方が申し合わせをしたということに関しましては、県の方では関与していませんし、また、これからも関与するものではございません。

一方で、漁業者に対する許可につきましては、漁業法に基づき知事が行くとされております。

また、漁業の許可の制限措置に係る漁業調整は、各漁業がふくそうする海域における操業の安全確保、漁業資源の確保を目的とするものであり、特定漁業者間の申し合わせなどが漁業の許可に影響を与えてはいけないとされておりますし、また、県が行う漁業の許可において、許可権者以外の同意や協定の成立を許可の条件とすることはできないとされております。

従って、漁業者会からの意見、意見はありますが、県としましては、これまでどおり、下前漁協の組合員に対しても許可申請を受け付けるため、今回、制限措置を策定したいと考えているところでございます。

以上をもちまして、下前に係るやりいか光力利用敷網漁業の諮問につきましての追加説明としております。

御審議の方、よろしく願いいたします。

## 会 長

ただ今、事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見等がございましたらお願いいたします。

ございませんか。

それでは、特に御質問、御意見もないようですので、諮問どおり決定することといたしたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

## 委 員

(「はい」の声あり。)

## 会 長

それでは、議案第1号は、諮問どおりと決定し、県知事に答申することといたします。

なお、答申文の内容等については、本職に一任願います。

次の議案に入りますが、第2号議案、第3号議案、いずれも関連がございますので、一括上程を提案したいと思っておりますが、いかがでしょうか。

## 委 員

(「異議なし」の声あり。)

## 会 長

ありがとうございます。

それでは、議案第2号「令和6管理年度におけるくろまぐろ知事管理漁獲可能量の当初配分について（諮問）」、議案第3号「令和6管理年度におけるくろまぐろ知事管理漁獲可能量の変更に係る事前諮問について（諮問）」を一括して上程いたしたいと思えます。

事務局から説明をお願いいたします。

## 長根事務局長

それでは、説明いたします。

まずは、議案第2号につきまして、資料の1ページ目を御覧ください。

県知事からの諮問文です。件名及び本文のみ読み上げます。

諮問書、令和6管理年度におけるくろまぐろ知事管理漁獲可能量の当初配分について。

くろまぐろに関する令和6管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、農林水産大臣から、令和5年12月21日付け水管第2553号で通知があったことから、漁業法第16条第1項の規定に掲げる知事管理漁獲可能量を別紙のとおり定めることとしたいので、同条第2項の規定に基づき、貴委員会に意見を求めます。

以上となりますが、諮問に至った経緯等につきましては、この諮問文のとおりであり、今回は国から示された数量を本県漁獲可能量としてよろしいかの意見を求めているものであります。

詳細につきましては、この後、県側から説明がありますので省略させていただきます。

続いて、議案第3号を説明いたします。

議案第3号の資料の1ページ目を御覧ください。

県知事からの諮問文です。件名及び本文を読み上げます。

諮問書、令和6管理年度におけるくろまぐろ知事管理漁獲可能量の変更に係る事前諮問について。

くろまぐろに関する令和6管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、今後、知事管理漁獲可能量の追加配分や都道府県間の融通等に伴い、今般の知事管理漁獲可能量の公表（公告）を変更する見込みであり、これらを迅速に処理する必要があります。

この際、漁業法第16条第5項で準用する第2項に基づき、貴委員会の意見を聴く必要がありますが、前管理期間と同様に、同法条第124条に基づく協定の協定管理委員会等、関係漁業者の合意に基づく場合のみ、貴委員会に諮問せずに手続きし、手続き後に報告することで迅速化を図ることについて、貴委員会に意見を求めます。



以上となりますが、この件につきましても、諮問に至った経緯につきましては、この諮問文のとおりであり、また詳細につきましては、この後、県側から説明がありますので、事務局からは以上です。

よろしく願いいたします。

**会 長**

次に県からの説明をお願いいたします。

**水産振興課 清藤総括主幹**

はい、会長。

**会 長**

はい、どうぞ。

**水産振興課 清藤総括主幹**

それでは、まず、令和6管理年度におけるくろまぐろ知事管理漁獲可能量の当初配分について、補足説明させていただきます。

内容は、諮問文のとおりとなりますが、数量についてです。

数量の根拠については、今年度の国際会議において、特に増枠の議論がなされなかったこと。小型魚から大型魚への振替にあたって、特例措置の上限を現行の小型魚の漁獲上限10パーセントから30パーセントに拡大する勧告がなされたこと。この二つの理由により、大型魚については、振替係数適用により、都道府県への配分が昨年より6トン増加しました。

大型魚については、この結果、青森県の大型魚については、昨年の506.3トンから508.0トンと1.7トン増加しています。

小型魚については、令和5管理年度の当初配分と同数の286.6トンという内容になっております。

続きまして、令和6管理年度におけるくろまぐろ知事管理漁獲可能量の変更に係る事前諮問について、補足説明します。

内容については、諮問文のとおりとなっております、なお、この事前諮問は、前管理年度と同様の内容となっております。

御審議のほど、よろしく願いします。

**会 長**

ただ今、事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見等がございましたらお願いいたします。

ございませんか。

## 委員

(「ありません」の声あり。)

## 会長

それでは、御質問、御意見も特にないようですので、議案第2号及び第3号については、諮問どおりと決定したいと思います。

県知事に答申する際には、答申文の内容等については、本職に一任願います。

続きまして、議案第4号、議案第5号、議案第6号もいずれも関連がございますので、これも一括上程を皆様にお諮りしたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

## 委員

(「はい」の声あり。)

## 会長

それでは、議案第4号「西部海区管内におけるいか釣り漁業の光力規制の指示について」、議案第5号「いか釣り漁業の操業の指示について」、及び議案第6号「自家用餌用いか釣り漁業の操業の指示について」を一括、議題に付します。

まずは、事務局から説明をお願いいたします。

## 長根事務局長

それでは、説明いたします。

まず、議案第4号につきまして、資料の1を御覧ください。

これは、青森県小型いか釣り漁業協議会会長から、過剰光力設備の抑制による経営の安定のため、令和6年1月15日付けで発せられた依頼文です。

内容は、指示の有効期間を1年更新した以外は、昨年と同じとなっておりますので、読み上げは省略させていただきます。

続いて、資料の2を御覧願います。

これは、令和6年度における当委員会の指示案です。

前段のみ読み上げます。

青森県西部海区漁業調整委員会指示第1号(案)。

青森県西部海区管内におけるいか釣り漁業の光力規制について、漁業法第120条第1項の規定により次のとおり指示する。

令和6年2月〇日、青森県西部海区漁業調整委員会 会長 富田 重基。

この指示の内容は、これまでと同様に協議会からの依頼内容を指示案としたもので、年次を1年更新した部分を除いて昨年と同様であり、階層別の集魚灯の合計光力は御覧のとおりで、加えて20キロワット以内の作業灯を認め、水中集魚灯は使用禁止とする内容となっております。

続きまして、議案第5号の説明をいたします。

これは、5トン未満のいか釣り漁業について、平成3年以降承認制とし、委員会指示を発動してきているものです。

資料の1を御覧ください。

令和6年度漁期における指示案です。

前段のみ読み上げます。

青森県西部海区漁業調整委員会指示第2号（案）。

青森県西部海区管内におけるいか釣り漁業の操業について、漁業法第120条第1項の規定により次のとおり指示する。

令和6年2月〇日、青森県西部海区漁業調整委員会 会長 富田 重基。

以下、年次に係る部分を1年更新した以外は昨年と同様となっております。

次に資料の2を御覧ください。

令和6年度のいか釣り漁業操業承認事務取扱要領（案）です。

昨年度との変更点は、様式を含めまして、年次に係る部分を1年更新した部分となりますが、6ページ目の第4号様式、船橋楼に表示する標識の地図の色を令和6年度は緑色としました。

続いて、資料3を御覧ください。

これは、事務及び着業を円滑に進めるための内規となっております。

1の（1）は、適正な申請があった場合となります。

2につきましては、次の議案となります、自家用釣り用の漁業についての規定です。

ほぼ、本業のいか釣りの承認に準ずる内容となっております。

なお、裏面の2ページ目の（3）のイにつきまして、資源管理に関する国の基本方針及び県の保存及び管理の方針において、数量配分に係る用語の変更に伴い、「若干」は現在は、「現行水準」に改められております。この一部を改正が必要となります。

続いて、議案第6号の説明をいたします。

これは、いか釣りを本業とせず自らの釣り餌用として使用するスルメイカの採捕のための操業承認です。平成23年度から指示を発動しているものです。

資料の1を御覧ください。

令和6年度の漁期における委員会指示案です。

前段のみ読み上げます。

青森県西部海区漁業調整委員会指示第3号（案）。

青森県西部海区管内における自家用釣り用いか釣り漁業の操業について、漁業法第120条第1項の規定により次のとおり指示する。

令和6年2月〇日、青森県西部海区漁業調整委員会 会長 富田重基。

内容については、年次を1年更新した以外は、昨年度と同じとなっております。

続いて、資料の2を御覧ください。

事務局取扱要領案です。

昨年度との変更点は、様式まで含めて年次を1年更新した部分のみとなります。

以上が、議案3件に係る事務局からの説明となります。

県報登載時に若干の字句修正があった場合は、事務局一任ということで御承認をお願いします。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

会 長

県から補足説明があればお願いします。

水産振興課 三橋副参事

はい、会長。

会 長

はい、どうぞ。

水産振興課 三橋副参事

議案第4号、第5号、第6号につきましては、県から補足説明はございません。御審議の方、よろしくお願いいたします。

会 長

ただ今、事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から御質問、御意見等がございましたらお願いいたします。

ございませんか。

委 員

(「ありません」の声あり。)

会 長

特に御意見、御質問等もないようですので、原案どおり委員会指示を発動することとしたいと思いますけれども、御異議ございませんか。

委 員

(「異議なし」の声あり。)

会 長

ありがとうございます。

それでは、議案第4号、第5号及び第6号は、原案どおり委員会指示を発動するこ

とと決定いたします。

なお、公示にあたっての若干の字句修正がある場合は、事務局一任といたします。

これで、本日予定していた議事が全て終了しましたので、第22期第29回青森県西部海区漁業調整委員会を閉会いたします。

終了 午後1時58分